

上越市有料広告掲載に関する要綱第4条及び第5条に係る判断基準等

上越市有料広告掲載に関する要綱（平成24年1月13日改正。以下「要綱」という。）
第4条第4号に定める要件及び第5条各号に定める広告の内容を判断するための基準を次のとおり定めるものとする。

■上越市有料広告掲載に関する要綱

（対象者）

第4条 広告の掲載等を行うことができる人及び団体は、次に掲げる要件を満たす人及び団体とする。

- (1) 事業を営んでいること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他別に定める要件

広告掲載の対象者（その他別に定める要件の例示）

1 要綱第4条第4号に規定する要件の例示は、次のとおりとする。

- (1) 広告の内容について法令等に基づく許認可等を受けていること。
- (2) 広告主の代表者が当市の長でないこと。
- (3) 違法な行為及び社会問題となっている行為を行っていないこと。

■上越市有料広告掲載に関する要綱

（広告内容）

第5条 広告の掲載等の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) その他広告の掲載等の対象となる内容として不適当と認められるもの

判断基準（主な例示）

2 要綱第5条第4号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 人種、信条、性別等による差別に当たるもの
- (2) 誹謗、中傷、排斥等により他人の名誉を毀損するもの

3 要綱第5条第5号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 青少年保護の観点から適切でないもの

ア 水着姿、裸体姿その他青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

イ 暴力的描写、残酷な描写その他青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

ウ 犯罪、暴力、賭博、麻薬の摂取等の行為を肯定し、又は美化する表現により、青少年の身体、精神又は教育に有害となるおそれのあるもの

エ たばこに関するもの

オ ぱちんこ屋、キャバレーその他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する営業に関するもの

カ 競輪、競馬その他ギャンブルに関するもの

キ 未成年者のアルコールを誘導するもの（「お酒は20歳を過ぎてから」など明示すること）

- (2) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア 虚偽の内容の表示、射幸心を助長する表現、誇大な表現等により、消費者に被害を与えるおそれのあるもの

- ・「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
- ・「世界一」「一番安い」
- ・「どんどん買います」「何でも買います」
- ・「どこよりも安い」
- ・「どこより優れている」「合格率No.1」

（これらの表現は、それを実証できる実績等も合わせて掲載するか、誤解のない表現に変更すること）

イ 消費者を惑わせ、又は消費者に不安を与えるおそれのある非科学的又は迷信に関するもの

ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する業に関するもの

るもの

エ 整体院、エステティックその他国家資格に基づかない人が行う療法等に関するもの

オ 興信所や探偵事務所の業に関するもの

4 要綱第5条第6号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

政治、経済、文化、社会その他の諸問題に関して支持し、又は反対する意見、主義、見解、論評、問題提起等に関するもの

5 要綱第5条第7号の規定によりその他広告の掲載等の内容として不適当と認められる内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

(1) 代表者の所在が不明であることその他責任の所在が不明確であるもの

・掲載する広告に、代表者及びその他責任の所在を示す住所と電話番号が明記されていないもの

(2) 一月限定、夏の期間限定等の広告の有効期限を明記することにより、広告を掲載する媒体の使用期間からみて掲載することが不適当であるもの